

9月9日は『救急の日』 9月9日～15日は『救急医療週間』

消防署では、「救急の日」および「救急医療週間」に合わせて心肺蘇生法の実技講習を行っております。
いざという時のためにも、ぜひこの機会にご近所の方や友達、職場のみなさまと『心肺蘇生法・応急処置法』
を体験してみませんか。
【お問い合わせ先】長万部町消防本部・救急担当（☎2-2049）

● 心肺蘇生法の手順

JRC（日本版）ガイドライン2010の公表を受け、新しいガイドラインに基づく応急手当講習を始めました。

倒れている人をみかけたら

1 肩をたたきながら、声をかける



呼びかけに対して目を開けるか、何らかの目的のある仕草がなければ、『反応なし』とみなします。
反応（意識）があれば訴えを聞き、必要な応急手当をします。

2 反応がなかったら大声で助けを呼び、119番通報とAED搬送を依頼

救助者が1人の場合や協力者が誰もいない場合は、まず自分で119番通報し、近くにAEDがあれば取りに行き、その後心肺蘇生を開始します。

3 呼吸の確認をする

胸と腹部の動きを見て、『普段どおりの呼吸』をしているか、10秒以内に確認します。

※次のいずれかの場合には普段どおりの呼吸なしと判断します。

- ①約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合
- ②胸や腹部の動きがない場合
- ③しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸が見られる場合

4 普段どおりの呼吸がなかったら、すぐに胸骨圧迫を30回行う



肘を伸ばし手を胸の真ん中に重ね、すくなくとも5cm沈むほど強く圧迫します。
1分間に少なくとも100回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫します。
圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に緩めます。

5 胸骨圧迫後、人工呼吸を2回を行う



約1秒かけて、胸の上がりが見える程度の量を吹き込みます。
※次のいずれかの場合には人工呼吸を省略し、胸骨圧迫のみ行うことができます。
①血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合- ②一方弁付人工呼吸器具がない場合

6 以後、胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返し行います

7 AEDが到着したら（AED操作方法により行う）



消防団協力事業所証が交付されました

平成24年7月1日付で、(有)赤塚商会さんが消防団協力事業所に認定され、消防団本部室において消防団協力事業所証が守田団長より交付されました。

この表示証は、消防団に従業員等を複数入団させるなど、消防団の活動に積極的に協力している事業所等を認定し交付するもので、これまでに消防団協力事業所証が交付されているのは次の4事業所です。（敬称略）

長万部漁業協同組合・郵便事業株式会社長万部支店・(有)赤塚商会・長万部町役場